平成２３年（フ）第５２４４号
神奈川県横浜市保土ケ谷区坂本町73
債務者　北村　好子
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５３００号
東京都練馬区上石神井１丁目33―２　秀和荘A館101
債務者　梅川　あい
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５４０１号
東京都葛飾区青戸２丁目14―３　マッシュ一番館101
債務者　岩寺　豪太
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１９５号
静岡市清水区三保3266番地　エステート三保103号
債務者　塩澤　茂樹
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月21日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２３２号
静岡市葵区羽鳥本町３番28号　パナハイツ福島202号
債務者　新村ゆかり
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月21日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４７６号
神奈川県海老名市上今泉６―25―９―15、住民票上の住所東京都町田市南大谷1245番地18　板橋方
債務者　山村　優果
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月30日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１０号
島根県益田市乙吉町イ1016番地１
債務者　藤田　孝女
1　決定年月日時　平成23年４月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月30日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第８７号
兵庫県美方郡香美町香住区鎧325番地
破産者　森工匠こと　森　　保廣
1　決定年月日　平成23年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２２年（フ）第２９８２号
札幌市清田区美しが丘３条６丁目10番４―503号
破産者　山下　美香
1　決定年月日　平成23年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９号
北海道函館市西桔梗町850番地62、破産開始決定時の住所埼玉県川越市大字今福1783番地２　グリーンパークマンション302号室
破産者　海老原　豊
1　決定年月日　平成23年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第６４５号
埼玉県川越市大字今福461番地２　田園ハイツ３―208号室
破産者　茨木　康光
1　決定年月日　平成23年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第９０７号
埼玉県ふじみ野市西１丁目13番11号
破産者　大山喜與治
1　決定年月日　平成23年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第７２号
埼玉県狭山市狭山台３丁目23番地　３―７―305、前住所埼玉県狭山市入間川２丁目７番25号　アーク狭山209
破産者　小野寺光浩
1　決定年月日　平成23年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第７７号
横浜市鶴見区東寺尾４丁目１番１―701号
破産者　天野　仙志
1　決定年月日　平成23年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７８号
神奈川県藤沢市土棚833番地ライフパル藤沢306号
破産者　花　　正美
1　決定年月日　平成23年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６号
横浜市鶴見区豊岡町27番20―701号
破産者　杉山　知隆
1　決定年月日　平成23年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部